

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 事業税関係

ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のものうち、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧供給区域等について経済産業大臣の指定を受けた事業者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、それ以外の法人にあつては所得割額により、それぞれ課することとした。（第42条関係）

2 不動産取得税関係

(1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（第61条関係）

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとした。（附則第20条の3、第22条関係）

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(3) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第21条、第23条関係）

ア 住宅及び土地の取得に係る税率を100分の3（本則100分の4）とする特例措置

イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

3 自動車取得税関係

(1) 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第24条の2の2関係）

(2) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置を備えるバス等又はトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（一部のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円、350万円又は175万円を控除する特例措置を講ずることとした。（附則第24条の2の3関係）

4 軽油引取税関係

一定の用途に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。（附則第24条の4関係）

5 その他

地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第40条、第55条の2、第61条～第64条の2、附則第10条、第22条の2、第24条の2関係）

6 施行期日等

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条～第5条関係）